

軽自動車税(種別割)の減免制度

障害のある方のために使用する軽自動車等で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税(種別割)の減免制度(税額全額の免除)があります。申請は役場窓口にて受付するほか、郵送による申請も受付いたします。

※「減免申請」は、毎年手続が必要です。

減免できる車両		
所有者・納税義務者	運転者	使用目的
障害者本人	障害者本人 または 障害者と同一生計の方	障害者の通院・通学・ 通所等
障害者と同一生計の方		
障害者のみで構成される 世帯の方	障害者を常時介護する方	

●手続に必要な書類等

- ・軽自動車税(種別割)減免申請書
- ・身体障害者等の手帳
- ・納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ・車両を運転する方の運転免許証
- ・軽自動車税(種別割)納税通知書(口座振替利用の方も)

申請にあたっては、上記書類等を役場窓口にて持参するか、申請書及び全ての必要書類等の写し(コピー)を用意し、役場税務課あてにご郵送ください。

●申請受付期間

5月8日(月)～31日(水)まで(当日消印有効)

※減免申請の前に軽自動車税(種別割)の納付をしている場合、申請は受付できません。

※減免は、障害のある方1人につき、普通自動車(県税)と軽自動車等(町税)のどちらか1台限りです。

※全ての障害及び級数が対象となるわけではありません。詳細はお問合せください。

軽自動車税(種別割)の納付期限は5月31日(水)です。

問合せ 税務課 住民税担当 ☎内131～133

旧上野台中学校サテライトオフィス等の内覧会の実施

町では、多世代が安心していきいきと暮らせる住宅団地を目指し、東小川住宅団地内学校跡地の利活用に取り組んでいます。

旧上野台中学校では、サテライトオフィス、コワーキングスペース、レンタルキッチン・カフェスペースの整備が完了し、6月上旬より運用を開始する運びとなりました。

この度、オープンに先駆け内覧会を実施しますので、この機会にぜひご覧ください。

日 時 5月11日(木)午後2時～4時

場 所 旧上野台中学校

問合せ 政策推進課 担当 上・石川 ☎内222・223